

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院では、令和8年6月の診療報酬改定により新設された「電子的診療情報連携体制整備加算」の算定要件を満たす体制を整備しています。以下の通り対応を行っています。

【当院における電子的診療連携体制の取り組み】

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
3. 電子資格確認により取得した診療情報を、診療室等で閲覧し、診療に活用できる体制を有しています。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、患者さまへのお声かけおよびポスター掲示を行っています。
5. 電子的診療連携の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

【診療報酬明細書の無料交付について】

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進する観点から、全ての方に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で交付しております。

【地域医療情報ネットワークへの参加について】

当院では、地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有・閲覧できる地域医療情報ネットワークに参加しています。

- ・ネットワーク名：北はりま絆ネット
- ・運営事務局：地域医療連携システム委員会事務局
- ・登録者数：13,111人（令和8年3月時点）

当院は、これらのネットワークを通じて、地域の医療機関と連携し、より適切で質の高い医療提供に努めています。

2026年5月25日
医療法人社団慶生会
復井診療所